

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八尾市長 山本 桂右

市町村名 (市町村コード)	八尾市 (27212)	
地域名 (地域内農業集落名)	北高安 (大竹、楽音寺、神立、水越、千塚、西高安町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月4日 (第5回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域は八尾市の北東部に位置し、東大阪市に隣接している。主な生産品目は、花き・花木であるが、野菜の栽培もされている。担い手に行ったアンケートでは、回答者の約半数が60歳以上で高齢化が進んでいる一方、経営規模拡大の意向を持つ若い担い手もいる。一部は市街地に隣接していることから、農作業で気を遣う場面も多く、農業用水路や農道などのインフラも整っていない。山に近いエリアではイノシシなどの鳥獣被害も問題になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主力品目である花き・花木については、既存の農家およびその後継者等が安定して経営を継続できるよう、産地の維持に努めるとともに、共同出荷などについても検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	70 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	70 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

地区内で現在、農業上の利用が行われている農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
花き・花木栽培については、現在営農している者が営農困難となった場合は、①家族②地区内の既存の担い手（認定農業者、認定新規就農者等）③地区外の担い手（新規就農者）の順で農地の貸付（継承）を検討し、可能な限り集積に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借にあたっては、上記（1）の順に借受者を検討し、農地中間管理機構を通じて利用権設定を行う。また、貸付を希望する農地の情報について、貸し手の希望に応じ、農地中間管理機構へ情報提供を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現状では大規模な基盤整備は行う予定はないが、農道や水路の補修等、営農継続に欠かせない施設の整備について、必要に応じて検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の主力品目である花き・花木の生産を行う担い手の確保に取り組む。新規就農者については、農地保全3者会議等を活用し、参入から定着まできめ細やかな支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、JA大阪中河内による農作業受託や、民間の農作業受託サービスを取り入れる。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①鳥獣被害防止計画に基づき、被害の低減に努める。</p>				